

点検結果報告書（第2期・平成25年度実績版）（案）に関する意見について

1 意見について

(1) 点検結果報告書（第2期・平成25年度実績版）（案）に関する意見照会への回答として出された意見

(2) 平成26年度中に開催した施策調査専門委員会及び県民会議の場で出された意見

＜意見欄の表記＞ ○：意見照会（1回目） ●：意見照会（2回目） ◇：施策調査専門委員会 □：県民会議

2 対応案について

意見の内容に応じて、点検結果報告書の総括等に記載するなどの対応案について以下のとおり区分した。

【総括本文】 委員からの意見の主旨に沿って総括本文に記載、又は総括本文を修正、加除した。

【個別意見】 委員からの意見の主旨に沿って総括本文を修正、加除することは困難であるので、県民会議委員の意見として別欄に記載した。

【報告書反映】 報告書の表記の仕方等に関するものとして報告書に反映した。

【総合評価（中間評価）】 県民会議の総合評価（中間評価）の取組において対応（又は対応を検討）する。

3 意見別対応案一覧

事業名	整理No	意 見	委員名	対応案
1 水源の森林づくり事業の推進	1	<p>（水源林の確保・整備）</p> <p>○ 本事業の目的と県の役割は、整備の手が入らない森林が増えすぎた状態を緊急避難的に県が管理しながら、県が管理しなくてもいい森林を増やすことであって、県の管理を拡大することではない。第2期の後半からは、この非常事態を乗り切った後をどうするかを検討し研究し、新たな手法を開発していくないと、現状の入札方式だけでは、水源地域に森林を引き継ぐ者がいなくなってしまう。</p>	坂井	個別意見 (P1-9)
	2	<p>○ 平成25年度から導入された整備手法では、広葉樹の手入れを最小限にすることになっているが、森林所有者からは、『小さい木ばかり伐つても森は明るくなっているないし草も生えてこない。県が山を弱くして私達を危険にさらしている。これが税金を使って行われた仕事と言えるのか。』との意見が出ている。県が施業すると約束した以上は、誰もが安心できる森林整備が行われて当然である。</p> <p>もし広葉樹林の整備手法が開発途上であるのであれば、それを県民に広く議論してもらう必要も感じられる。また委員が現場を理解する上でも、整備の手引きを公開し、広く議論を起こすことが必要ではないか。そこに鹿が多いのであれば、思い切って柵で囲えばいいし、同時にそれ以外の対策技術の開発も進めるべきである。</p> <p>県民は、県の努力や試行錯誤を許容することはあっても、消極に甘んじた仕事に税を投入することは許容しないと思う。今後は、最小限の手入れで効果が上がっていないなど、改善する現場の洗い出しや、手直しの計画が必要である。</p>	坂井	個別意見 (P1-9)

事業名	整理No	意 見	委員名	対応案
1 水源の森林づくり事業の推進(つづき)	3	<ul style="list-style-type: none"> ○ 20年間の事業が終了するまでには、公的管理の後を引き継いで、自立して整備を行う森林所有者が出てきやすいような環境を整える配慮が必要である。 <p>林業は本来副業として存在し、現在県内で自伐林家と言われている方々も例外なく兼業である。現在全国で都会から地方への若者の移住が増加傾向にあり、収入の安定のために農業、水産業、福祉、IT、著作創作の副業の対象としての自伐型林業も注目を集めている。また、かつては将来の現金収入を期待して植林された時代があったが、現在森林整備が進まない理由としてあげられるものの半数は「損料が出ないから」「やりたいけどやり方がわからないから」である。最低限の損料を出すために必要なものは薪の販路であり、やり方がわからない人に必要なものは、土日に開く森林整備教室である。20年契約の公的管理が拡大したことによって、近年全国的に拡大している林業を希望するUターン者や、地域で活動を希望する自伐型林業者が活動しやすい低標高の森林に新規参入の余地がなくなってきた。県による公助が地域に芽生えた活動を阻害し、あるいは自助・互助の意欲を奪うことがないように、森林所有者側からの解約条件の緩和を検討する必要がある。</p>	坂井	個別意見(P1-9)
	4	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県が前面に出て森林整備を行うことで、多くの試行錯誤がなされると共に、手法の開発が進んでいくことはよいことであるが、それをどう地域や森林所有者に還元し、最大限活かされるかを考えると、現行の入札方式は、必ずしも適した方法であるとは言えない。今後は林家自身の施業への参加のあり方が課題になると考えられる。 	坂井	個別意見(P1-9)
	5	<ul style="list-style-type: none"> ○ H24年度に広葉樹林の整備方針が転換されたことは大変評価できる。報告書に記載したほうがよいのではないか。 	長繩	総括本文(P1-9)
	6	<ul style="list-style-type: none"> ○ しかし、東丹沢では、初期の整備で急傾斜地の広葉樹林で強間伐が行われた結果、表土をはじめとする土壤流出が著しく、斜面崩壊、基盤の露出など土壤回復が困難になっている場所が多く見受けられる。これらは、水源林を目標とする整備手法が手探り状態にもかかわらず、初期に集中して土地の確保、整備を推し進め、現場に即した整備を行うことができなかったことも一因と推察する。水源林の確保について、必ずしも、目標の達成を早めることがよいわけではなく、担当職員が、条件の異なる現場ごとにきめ細やかな指示をだせるよう、またそうした対応が評価されるような県職員の配置や評価を検討していただきたい。 	長繩	総括本文(P1-9)
	7	<ul style="list-style-type: none"> ○ 植生回復が見られない箇所は、獣区に隣接するなどして管理捕獲が行われず、シカ密度が高いことも要因と考えられる。シカ管理と水源林整備を一体ととらえ、バランスよく事業を進めていただきたい。 	長繩	総括本文(P1-9)
	8	<ul style="list-style-type: none"> ○□ 水源林整備の結果、人工林は下層植生が回復している箇所がよくみられるが、広葉樹林はほとんどの箇所で下層植生の回復が認められず、逆に土壤流出や斜面崩落をしている箇所が増加しているように見受けられる。 <p>丹沢で広葉樹林が残されている場所は、植林に適さない厳しい環境にさらされている急峻な斜面が多い。特に北向き斜面などは、環境が厳しいが、そのような立地条件の箇所も同様に間伐などの整備が行われている。そのような斜面では、風化あるいは沢筋で凍結破碎作用が強く働き、表土流出、斜面崩落が加速度的に進行している。</p> <p>要因は、シカの深刻な食圧などがあげられているが、丹沢の本来持っている特異な立地環境・自然環境（急峻な斜面が多く土壤が薄い）がより重要な要因と考える。水源林の確保・整備においては、立地環境、土壤条件など土地の根本的な条件を考慮した上で事業を進めなければいけないのでないのではないか。</p>	長繩	総括本文(P1-9)
	9	<ul style="list-style-type: none"> □ 水源の森林づくり事業の推進の総括の中で、シカ対策に関しては記載しないのか。 	倉橋	総括本文(P1-9)

事業名	整理No	意 見	委員名	対応案
1 水源の森林づくり事業の推進(つづき)	10	<ul style="list-style-type: none"> ○ モニタリングの質的指標が、「森林が適正に手入れされている状態」とされているが、人工林と広葉樹林では、「適正な手入れ」とその「状態」はおのずと異なるはず。目標とする森林の状態や指標がどの程度明確に示され、現場で施業にあたる伐採業者や現場担当者に伝わっているのか、不明。 広葉樹林は、生物多様性の保全の観点から、つる植物や低木林の伐採は最小限にとどめ、特に急傾斜地や北斜面では伐採は行わないなどの配慮が求められる。 	長繩	個別意見(P1-9)
	11	<ul style="list-style-type: none"> ○ これまでの事業モニターで、水源林整備(間伐)後の植生回復のカギは、シカ密度とのバランスであることを理解した。今後も、モニタリングの中でシカの密度、捕獲圧についてしっかり把握し、事業に反映できるようにしてもらいたい。 	長繩	総括本文(P1-9)
	12	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広大な面積の水源林が確保され、整備されつつあるのは評価できる。しかし、この水源林の大半は契約期間があり、それが満期を迎えた後はどうなるのかが心配である。かながわ森林塾を修了した人材が末永く林業で活躍していくには確保された水源林の存在が欠かせない。そのような観点からも長期施業受委託のような長い期間にわたって森林の面倒が見ていけるシステムが必要である。 	前田	個別意見(P1-9)
	13	<p>(かながわ森林塾)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 森林塾における女性の参加は平成24年度からであるが、人数は少ないものの、平成24・25年度 2年連続で1人も残っていない（男性がやめる率は低い）。現在全国で自伐型林業に参入する女性は「林業女子」と呼ばれ、全国には「林業女子会@○○(地名)」という週末林業活動グループが次々にできている。戦略的な森林経営の面からも、林業に女性の視点は不可欠であり、女性職員の配置は不可欠である。山に入ったら男性の中で働く女性はトイレひとつとっても大変であり、現場のセクハラ予防のためにも、最低限女性が相談できる女性職員の配置は不可欠である。 	坂井	個別意見(P1-9)
	14	<ul style="list-style-type: none"> ○ 森林塾は、県からの発注最盛期に必要な400人の労働力を目標として開講しているが、林業会社はこれまでの卒業生の受け入れによって、すでに若い世代への交代が完了し、これ以上の常用労働力を受け入れる余力はない。林業会社の経営者は県からの仕事が減った後も会社を維持していくなければならない以上、卒業生を県の仕事に合わせて採用することはできない。また応募者も頭打ちになっており、今後は次の時代に向け、今後の塾のあり方の議論が必要である。 	坂井	個別意見(P1-10)
	15	<ul style="list-style-type: none"> ○ また本来林業は「半農半林」であれ「半漁半林」であれ、自分の裁量と判断によって行う経営である。他の職業と比べて時間の制約を受けにくいことが魅力であり、それによって広く兼業で行われてきたが、雇用・労働力・常用(フルタイム)という今の森林塾の形態は、そのよさを打ち消してはいまいか。超過課税がなくなった後に求められる人材は、被用者ではなく、森ともう一つのフィールドを行き来する経営者であり、それが県からの仕事が減った後も卒業生が活躍できる条件もある。森林塾もこうした若い世代の多様な求めに応じ、付加価値の高い経営者育成を視野に入れて、土日集中型など、多様な働き方に対応する形態に移行していくことが求められる。 	坂井	個別意見(P1-10)
	16	<ul style="list-style-type: none"> ○ IT・ICTの遅れが、神奈川県の森林の最大の弱点である。林業会社と森林組合の約8割にホームページがなく、経営者クラスの年代の多くはメールも殆ど読まないのではないか。またどこでどんな材の需要があるかがわかる仕組みも整備されていない。全国で見ると、若手が創業した林業会社や活動グループでは、ブログやフェイスブックが頻繁に更新され、そこではたく若者が、季節折々の山の姿や、工務店・消費者に向けて地域材の魅力を発信することで、全国に多くのファンと、林業の最新の情報を獲得している。川上と川下、横の関係を結ぶ上で広く情報を得ることは欠かせないし、卒業後に課題にぶつかった時に、彼らを救うことになる。森林塾は、彼らが生きていく上で必要な技術を身につけられる場であって欲しい。 	坂井	個別意見(P1-10)

事業名	整理No	意 見	委員名	対応案
1 水源の森林づくり事業の推進(つづき)	17	○ 仕留めた鹿を下す作業は高齢化した狩猟者の負担は大きく、森林組合の職員の間にも、それを補うためにも、総合的に森林を管理していく上でも、罠の免許の取得機会を増やして欲しいとの要望がある。森林塾でも、罠の免許取得支援は必要である。	坂井	個別意見(P1-10)
	18	○ 塾研修生はほとんどが無職であることを考えると、研修の日程の見直しが必要ではないでしょうか。体力をつけるという目的もあっての現在の日程とは思われますが、せめて後半は就労した場合と同じペースで研修し、カリキュラムは同じでも早めに研修を修了させる方が良いと思います。 修了生の約1/3いる林業に就かない者も次の職探しに早めに移行できます。(1/3の中には、県外の林業事業体へ行く場合もあるかとは思われますが。) このことは進捗率に関わるものではないですが、研修生への配慮として必要かと思います。 H22年度・23年度の森林塾を終了された方の2ヵ年定着率は83%で高いとのこと。 今後は就職後の就労条件等の把握が課題とされているのは、大変良い事だと思います。加えて、毎年新たな塾修了者がいるわけですが、雇用者側は雇用した者を長い目で育てるという気持ちで受け入れてくれる事を期待したいです。	滝澤	個別意見(P1-10)
	19	○ 「演習林実習コースで31人が修了し…19人が就職に至っており、25.3%の進捗率になっている…」という記述には、もう少し説明が必要ではないか。「進捗率」が、「何」に対する「何」の進捗具合か、判然としないくらいがある	林	総括本文(P1-9)
	20	(その他) ○ 神奈川県は平成19年からの超過課税導入以来、本格的に森林の公的管理の道を進んできたが、その後超過課税を導入したどの県も追随してこない。後発県には、神奈川県が始めた頃とは時代の変化も織り込みつつ、先行した県のよいところも悪いところも検証できる優位性があり、神奈川県が人口と金額も桁違いで、他県には真似ができないという以外にも、神奈川県のやり方を真似しない理由があると思う。施策の見直しに当たっては、全国各地で展開されている様々なやり方を研究し、神奈川県のよいところと弱いところをあらためて確認すると共に、後から始めた県の良い点を学ぶことが大切である。	坂井	個別意見(P1-10)
	21	□ これまでずっと足りなかったところは、人の姿が見えないということ。森林で働く人の後継者がどれだけ増えたかの視点が全く欠けており、20年後が終わったときに、何人が育っていれば、あるいは何人が事業を始めていれば、何人の後継者が生まれればこの状態は解消して、それに向けてどう人材や産業を育成したり、仕組みをつくったりすることが可能なのかが示されないと問題の解決にはならない。	坂井	個別意見(P1-10)
2 丹沢大山の保全・再生対策	22	(中高標高地でのシカ捕獲及び生息環境調査の実施) ○ 撃った鹿の利活用を進めないと、頭数の抑制に協力してくれている獵師達の士気が下がってしまう。信州では昔から「布団を質に入れてでも鹿肉を食え」と言われ、妊娠婦には鹿肉を食べさせていた。かつての鹿を撃つことが自然保護に反するという考え方も根強かったが、この2年くらいで、獣害や狩猟に関する報道が急速に増えた結果、都市住民の間には保護し過ぎた結果野生動物が増えすぎてしまったことが理解されるようになって、頭数管理や活用への関心が高まってきた。特に最近は「自然のものを食べて育った安全で上質な自然食品」という認識に変わりつつあると同時に、全国的にも、硬くて癖があつて食べにくいという先入観を覆し、山の恵みを無駄なく利用する、上質な料理として提供する事業者も増えてきている。しかしそうした時代の変化があるとは言つても、新たな処理場を建設するとなると初期費用も運営費用もかさむので、既存の食肉事業の一環として加工ラインを設けることが最も効率がよい。県はこうした事業者への助成を検討する必要である。	坂井	個別意見(P2-8)

事業名	整理No	意 見	委員名	対応案
2 丹沢大山の保全・再生対策（つづき）	23	○ 犬飼は、体力の低下した高齢者でも経験の少ない若者でも容易に参入できる。水源地域では、森林所有者が森林整備も狩猟も行うことは生活の一部であり、それが当然であった。猟師の高齢化は進んでいるが、森林組合や林業会社などの森林従事者に犬飼の免許を取得を奨励すれば、狩猟の世界の間口を広げることができる。	坂井	個別意見(P2-8)
	24	○ 自然再生計画の対象地域に南足柄市が含まれていないが、南足柄市内でもシカの目撃情報が増え、生息数が確実に増加している。丹沢大山の二の舞にならないように手を打つ必要がある。	前田	総括本文(P2-8)
	25	○ (1) 中高標高域でのシカ捕獲及び生息環境調査の実施 のコメントが、前年度（H24年度）より後退した表現の仕方になっているように感じました。もう少し、踏み込んだ表現の方が良いのではないでしょうか。 具体には、 体制の拡充や → 3名から5名への増員（の検討）や 事業推進を図ることが求められる → 事業の推進が求められる などです。 ただ、前年度の表現・文言（単年度契約、長期契約や県の直接雇用）までは求めません。	森本	総括本文(P2-8)
	26	(土壤流出防止対策) ○ 計画量を大幅に上回る実績を上げられた理由を簡潔に付記した方が親切ではないか	林	総括本文(P2-8)
	27	(ブナ林等の調査研究) ○ ブナ林の調査研究は、専門知識と技術が必要な分野であり、研究成果が出るまでにある程度の期間が必要と思われる。現在、自然環境保全センターの研究員の体制は常勤3名？県の調査研究機関として人員体制が不足していると感じる。長期のプロジェクトを遂行するために、自然環境保全センター研究員の体制強化が必要と思われる。	長繩	個別意見(P2-8)
	28	(県民連携協働事業) ○ 丹沢大山の自然再生が掲げるビジョンは「人も自然もいきいき」であり、森林で働く人や産業の活性化も含まれているが、人間の森林への関与をどう多様化・多角化し多面的に取り組むかという試みは絶えず求められる。	坂井	個別意見(P2-8)
	29	○ 丹沢山地の姿は、遠く埼玉県と栃木県の県境からもその姿をみることができると、小田急線や京王線を利用して、多くの都民が丹沢大山を訪れて、山は傷んでいる。折角東京から来てくださった方々にはもっとさまざまなメッセージが必要である。傷んだ山への理解と森林整備への協力を求め、そのためには丹沢大山の材を使った住宅リフォームが最大の貢献となること、地域の文化や生活を知ってその地域のファンとして長く支援をする方法があることなどを、産公学民が連携して発信していく必要がある。	坂井	個別意見(P2-8)
	30	○ 治山治水工事との関係では、その後の森林整備と矛盾しないよう、双方の計画をよくすり合わせて行うことが大切である。	坂井	個別意見(P3-7)
	31	○ 質的指標は、「植生が回復し、土壤が保全されている状態」とのみ記されているが、事業の目的に「水質浄化」「生物多様性の保全」を謳っているならば、「水質」や「生物相」の指標を設定し、モニタリング調査をすべきではないか。	長繩	個別意見(P3-7)
3 溪畔林整備事業	32	○● 第1期施工範囲が第2期において見直しされていないのは、モニタリングの成果が明確になっていないためだろうか？東丹沢の溪流にも、	長繩	個別意見

事業名	整理No	意 見	委員名	対応案
3 溪畔林整備事業（つづき）	33	<p>溪畔林整備が必要と思われる崩壊地やヒダサンショウウオ、ナガレガゴガエルなど希少生物が分布する沢があるため、土壤保全や生物多様性の保全に効果が得られているようであれば、対象範囲を拡大、あるいは見なおすなどして、事業の推進を図るとよいと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 植生保護柵の設置が重点的に行われているが、この柵は倒木によって網が破損したり、沢の増水で金網や支柱の下部が洗われてしまい、その役目を果たさなくなることがあるので定期的な点検・修理が必要である。 	前田	(P3-7) 個別意見(P3-7)
4 間伐材の搬出促進	34	<ul style="list-style-type: none"> ○ 間伐材の出口は主に合板とよくある規格材であるが、全国規模で産地間競争が激しく、相場が下がりやすいので、林業者の意欲も高まらない。もっとハウスメーカーとの差別化に苦労している町場の工務店や設計事務所が顧客に提案しやすいように、厚手のフローリングとその穴埋め材、壁材、大黒柱となる長尺材など、丹沢大山ファンのための適切なブランドの企画が必要である。 	坂井	個別意見(P4-5)
	35	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域内の出先施設の廃止するのは経費の上からやむを得ないところもあるが、そこで森林整備技術の修得を行ったり、薪ストーブや薪ボイラーなど、地域の材を活用したり、通年の出口としての機能が果たされていれば、それによって森林で働く人が増え、人口減少に歯止めをかけるなどの効用も期待できた。廃止を決定する前に、広い視点から地域と施設のあり方を反省し捉えなおす作業が行われる必要があった。 	坂井	個別意見(P4-5)
	36	<ul style="list-style-type: none"> ○ 架線集材技術の復活させたいのあれば、地域の自伐林家に向けて、森林整備に高額投資は不要で、集材のための新しい道具も開発されているので小額投資で気軽に参入できる道が確立されていることを積極的にアピールする必要がある。 	坂井	個別意見(P4-5)
	37	<ul style="list-style-type: none"> ○ 搬出量で秦野市が突出しているのはなぜか。森林面積とは関係が無いような地域差が大きい。間伐材の搬出促進に水源税を使うことに違和感を感じる意見もあるようだが、間伐することにより、水源涵養機能が高められ、その木を使うことで森林の役割が發揮できるものと考える。県有林や公社造林と違い一般的に水源林は保育が不十分で形質の悪い木が多く、材価も低いので、補助金が無ければ水源林の搬出はかなわない。 	前田	個別意見(P4-5)
5 地域水源林整備の支援	38	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村と県が事業を通じて交流し、それぞれの仕事の進め方から相互に刺激を与え合い、新しい整備手法や問題の解決方法が生まれることが期待される。 	坂井	個別意見(P5-8)
	39	<ul style="list-style-type: none"> ○ モニタリングの質的指標が、「森林が適正に手入れされている状態」とされているが、人工林と広葉樹林では、「適正な手入れ」とその「状態」はおのずと異なるはず。目標とする森林の状態や指標がどの程度明確に示され、市町村担当者や現場で施業にあたる伐採業者に伝わっているのか、不明。 広葉樹林は、生物多様性の保全の観点から、つる植物や低木林の伐採は最小限にとどめ、特に急傾斜地や北斜面では伐採は行わないなどの配慮が求められるはず。地域の現場に即したこれまでの技術伝承も大切にしながら、きめこまやかな施業を行っていただきたい。 	長繩	個別意見(P5-8)
	40	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総括の2段落目。「一方、…となっているが…」は、文脈の観点から、記述に一考が求められないか。すんなり理解が進まないくらいがある。 	林	総括本文(P5-8)
	41	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県では支援の届かない細部まで行き届いていると思う。ただし、市町村には県のように林務専門の人材が乏しいため、効果的な整備の設計ができているかどうかが疑問である。金銭的な面だけではなく、技術的な面で県からの支援が市町村に行き届いているのだろうか。 	前田	個別意見(P5-8)
	42	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 森林整備において人工林の整備が中心で、自然林にはほとんど触れられていない。ダム下流域の人家周辺の人工林を整備して、そこで水質改善とか水の安定供給というのは、理屈としては成り立たないのではないか。 	中村	個別意見(P5-8)

事業名	整理No	意 見	委員名	対応案
6 河川・水路における自然浄化対策の推進	43	○ 平成25年度に作られた「生態系に配慮した河川・水路等の整備指針」は、市町村の担当者にも地域の住民にもわかりやすく、官民が一体となって地域の誇りを取戻し、共に美しい故郷をつくっていく意欲と共感を育む上で大切なものである。	坂井	総括本文(P6-8)
	44	○ 他県の事例からも、そこに生き物が増え、作物がよく実るなど、その成果が誰の目にもわかるようになれば、地域の皆さんはおおいに喜び、さらに学習や観光に力を入れてくださるようになるなど、地域文化の活性化と共にその後の付加価値も期待できる事業である。	坂井	個別意見(P6-8)
	45	○ 整備件数が目標事業量を下回った理由や、第2期からの対象メニューの実績がなかった背景について、簡潔に記述した方が親切ではないか。3段落冒頭の「なお」以降の記述が、事業量が下回ったことなどと因果関係があるのか。あるのであれば、そう分かりやすく記述する必要がありはしないか	林	総括本文(P6-8)
	46	◇ 個別の事業モニタリングが、最終的に11番事業の水環境モニタリングとある程度整合してくると良い。例えば、資料ではBODのみが掲載されているが、それ以外にも平均スコア値や栄養塩の値なども併せてモニタリングすると、事業効果がはっきりと示しやすい。	吉村	個別意見(P6-8)
7地下水保全対策の推進	47	○ 地下水の実態を正確に把握できるようにすることで、汚染源の特定・対策や正確な涵養が容易になり、各市町村の助けになる。	坂井	個別意見(P7-5)
	48	○ 地下水の保全にとって、農地の水源涵養・水質浄化機能も重要である。農業を行う社会環境は厳しさを増し、県内の農地減少も進んでいる。農地が宅地などに転用されコンクリートに覆われるにしたがい、地下へ浸透する水は減少をしているほか、耕作放棄地が増えれば、農業用水路への土砂流出や崩壊を起こす恐れもある。農地の維持を図るために、農地、水路等の適正な維持管理活動などに対する支援を行うことも検討する必要があるのではないか。	長繩	個別意見(P7-5)
	49	○ 秦野市内には、多くの湧水があり、市民のほか多くの観光客も利用している。しかし中には、飲食業などを営む業者が、業務用に巨大なタンクを積んだ軽トラを横付けし、湧水を取水している姿も見受けられる。水道代わりに湧水を独占し業務用に利用することはマナー違反であり、地下水の浸透する量にも少なからず、影響があると思われる。利用者のマナー向上のための普及啓発や利用者から協力金を徴収するなど、市町村に努力を求めたい。	長繩	個別意見(P7-5)
8県内ダム集水域公共下水道の整備	50	○ 下水道整備は、将来にわたって自治体の財政の負担となる性格の事業であることから、計画の見直しを検討している市町村を支援するメニューとしての、コミュニティプラントへの切り替え助成や、戸別浄化対策に資する新たな技術の開発を急ぐことが期待される。	坂井	個別意見(P8-4)
9県内ダム集水域合併処理浄化槽の整備	51	○ この事業の目的は、富栄養化したダムの水質改善事業であるから、目指すところは水質であり、高度処理型合併処理浄化槽普及台数であつてはならない。また100%普及させるという目標は、県民に高度処理型を強要し、または他の水質浄化策の選択肢を否定することであるが、これは私有財産への過剰な干渉であり、妥当でない。	坂井	個別意見(P9-4)
	52	○ 下水道整備以外の選択肢を高度処理型合併処理型浄化槽と限定して考えることが、他の選択肢の排除につながっており、それが地域ごとに異なる実情の把握や、他県で進められているような多様な手法の開発の遅れにも繋がっている。県には、地域の実情に合わせた手法や技術の開発を支援し、地域に付加価値を高めるための役割を果たすことが求められる。	坂井	個別意見(P9-4)
	53	○ この事業のねらいを富栄養化したダム湖の水質改善としている以上、富栄養化したことがない丹沢湖の水質改善に緊急性はなく、上流域を特別対策事業から外すことが妥当である。また丹沢湖を対象とするのであれば、同等の水質水準である宮ヶ瀬湖上流も対象になっていなければ矛盾する。	坂井	個別意見(P9-4)

事業名	整理No	意 見	委員名	対応案
9県内ダム集水域合併処理 浄化槽の整備(つづき)	54	○ ダム湖の上流は、高齢化と過疎が進行してきた地域が多く、介護や後継者の問題を抱え老朽住宅に暮らす方々にまで高額な浄化槽に転換させるという目標自体が過大かつ荒唐無稽で、もとより実現不可能である。	坂井	個別意見(P9-4)
	55	○ 特別対策事業は、遅れている事業の加速化を目的とすべきであり、すでに基準に適合した合併処理浄化槽を設置し、既に社会的責任を既に果たしているダム上流域の事業者・住民に対してまで、今ある設備を廃止させて、下水道料金よりも高額の維持管理費用が発生する最新設備の設置を推進することは、問題である。特に丹沢湖上流（山北町）については、既存不適格も実質的に解消されているのであるから、これ以上の推進には意義を見出せない。	坂井	個別意見(P9-4)
	56	○ 酒匂川の上流の酒匂川のキャンプ場群の中には、無処理で川に垂れ流し続けているところがある。遅れている事業の加速という視点で考えれば、こちらの改善指導や是正こそ、優先して取り組まれてよいことである。	坂井	個別意見(P9-4)
	57	○ 取水堰は河口に近いところに置かれていることを考えても、対策地域をダム集水域と限定することに大義はなく、2つの河川全体を見て、課題を抱えている部分に集中して対策が行われるべきである。現実的には中流～下流の方が人口が集中しており、上流域よりも違法状態や既存不適格の箇所も多い。今後は、こうした対策に取り組む意欲の高い自治体の支援を行うことに視点を変えた方がよい。	坂井	個別意見(P9-5)
	58	○ 県が一社独占状態の製品の設置を義務付けようとするることは問題である。一社独占で、施策大綱がつくられた平成17年以来、価格の努力もなく、性能の向上もなく、維持管理費も高い、完全売り手市場の商品の100%普及を推進することは、高齢世帯を追いつめ、地域経済を冷やし、行政の公平性が問われる。県が最も避けなければならないことは、水源地域における信頼を失うことである。県には、業者ではなく県民の側に立ち、自ら新たな研究を行って県民の生活の質の向上に資するよう資金と人材を分配することが期待されている。	坂井	個別意見(P9-5)
	59	○ すでに設置に応じてくださった地域の方々の努力に対しては、その地域に看板を設置して詳しい内容を広報するなど、都市住民に水源地域の努力が伝わるように努めることが必要である。	坂井	個別意見(P9-5)
10相模川水系 上流域対策 の推進	60	○ 山梨県の行う森林整備を支援するだけでなく、他県の仕事の進め方からより多くを学び合うことが、超過課税を払う両県の県民に報いることでもある。	坂井	個別意見(P10-7)
	61	○ 荒廃森林再生事業と広葉樹の森づくり事業で進捗率に開きがある理由について、簡潔に記す方が親切ではないか。	林	総括本文(P10-7)
	62	◇ 桂川清流センター事業に関して、設備稼働段階に入り、予算執行として薬品代を計上する時に、どのように事業の達成度を表していくのか考えていく必要がある。	淺枝	個別意見(P10-7)
11水環境モニタリングの 実施	63	○ 県内と山梨県の各機関が行っている生物調査の情報を集め、誰でも見ることができる仕組みがあれば、神奈川県の状況を客観的に知ることもできるし、地域間の協力の進展も期待できる。	坂井	個別意見(P11-14)
	64	○ モニタリングが継続的に実施されていること、森林生態系効果把握調査が実施されるようになったことは評価できるが、調査地の設定条件が大雑把過ぎるのではないか。広葉樹、針葉樹といった林相だけでなく、地形、斜面角度、東西南北の向など条件設定を考慮して場所を設定いただきたい。(考慮されているならば、報告書に記してもらいたい) モニタリング結果で植生回復の成果が出ていない場所は、その条件が何かなどを検証し、今後の土壤保全対策や整備方針などに生かしてもらいたい。	長繩	個別意見(P11-14)

事業名	整理№	意 見	委員名	対応案
11水環境モニタリングの実施(つづき)	65 66 67 68 69 70 71 72 73	<p>○ (森林生態系効果把握調査について) 3つの調査エリア内で、立地や地質、地形、広葉樹の植生等、多様な条件の違いによって調査結果はおのずと異なるはず。標高差、植生、地形などの条件を考慮し、エリアごとの調査地点をできるかぎり多くし、比較検証してもらいたい。</p> <p>◇ 相模川本川の場合、上流からの水質に影響されるので、神奈川県内だけでなく、県外上流との相関を見ることが必要。また、実際に事業が行われた支流で比較するのも一つの方法。</p> <p>◇ 県民が知りたいのは、そもそもこの川はどういう川で、今どちらを向いているかということ。来年のワークショップの際に県民に提供するデータは、単年度のものではなく、この川は全体的にこのような特徴がある中で、こういうことが起きていると示すのが大事で、そのことが事業について理解をいただくもとなる。</p> <p>◇ モニタリングの説明に関して、これは何に使い、何が分かるのか、どのように事業とつながるのかについて、囲み記事で解説するなどの工夫が必要。</p> <p>◇ 河川の県民参加型調査は、県民に事業への関心を持つてもらう意味で評価出来る。例えば、標高の高い上流域での県民参加型調査を実施してはどうか。</p> <p>◇ 河川モニタリングはデータの表示のみとなっているが、その後、データが事業に活かされているかどうか。</p> <p>◇ モニタリング結果について、これまで数字のみ、あるいは林内が明るくなり植生が回復したというだけの示し方。例えば、目標とする植物や生き物を設定して、それが増えたか減ったかを示す方が、一般の県民には分かりやすい。</p> <p>□ アユの生息状況のモニタリングについて、以前と比べて相模川のアユがおいしくなっており、例えばそうしたものも評価の指標と入れてはどうか。</p> <p>□ モニタリングについて、調査した情報の活用も考え、地域の方にも情報の価値を伝えることで、「もっとこの川をきれいにしよう」などの次のアクションにつながっていくのではないか。</p>	長繩 淺枝 鈴木 鈴木 中村 中村 中村 倉橋 坂井	個別意見(P11-14) 総合評価(中間評価) 総合評価(中間評価) 総合評価(中間評価) 個別意見(P11-14) 個別意見(P11-14) 個別意見(P11-14) 個別意見(P11-14)
12県民参加による仕組み	74 75	<p>(事業の点検・評価について)</p> <p>○ モニターに森林や河川の当事者が参加してもらい、意見をいただくことができれば、改善効果が上がると共に、水源地域の実情に合わない事業をなくすことができる。</p> <p>○ 経済評価にあたっては、次のような説明を示すことで、情緒的に偏重した意見を排除することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事業を実施したことによる経済波及効果と共に県が把握している県内の経済連関を示すデータ 2.これまでの事業の成果と弊害 3.他県の制度との違いや、自助に対する公助の介入など、他県の制度との違い 4.超過課税終了と同時に、なくてもやっていける仕組みがどのくらいできているか 5.超過課税終了後に発生する問題の解決方法 	坂井 坂井	個別意見(P12-8) 個別意見(P12-8)

事業名	整理№	意 見	委員名	対応案
12県民参加による仕組み(つづき)	76	○● 「モニターチームが自らモニターする箇所を選定」となっていたが、選定会議は、1回短時間に開催されたのみで場所を選定する十分な時間はなかった。多岐にわたる事業のモニタリング場所の選定は事業を熟知した県担当者のサポートが不可欠と思われる。	長繩	個別意見(P12-8)
	77	● 「事業モニターについては、第2期からモニターチームが自らモニターする箇所を選定して年間計画を作成し、」の文言を削除。	長繩	総括本文(P12-8)
	78	◇ 水質の評価について、栄養塩に関しては話が出ていて、濁質という観点が出ていないが、それも実はすごく重要。	淺枝	総合評価(中間評価)
	79	◇ 平成18年のアオコ発生は気候変動の影響が考えられるが、そうした背景も考慮した報告書を作っていくと良い。	淺枝	総合評価(中間評価)
	80	◇ 事業の目標として設定した基準自体が妥当かどうかの評価が必要。	伊集	総合評価(中間評価)
	81	◇ 第2期計画において全体でどういう計画が立てられ、各年度でどのように事業が計画され、それが実施段階でどう執行されたのかを比較するためには、予算額も一緒に載せるべき。全体を見直すような時には、予算額と執行額を併せて示す方が良い。	伊集	報告書反映(P1-7ほか)
	82	◇ 目標を達成していることのみをもって評価出来るとするのか。目標には達していないけれども事業の内容的には十分だということもあり得るが、そことのつながりをどのように示すかが課題。	伊集	総括本文(P12-8)
	83	◇ 4番事業の総括(案)は、年度目標に対する達成率が低いことの要因も併せて記載しており、状況が分かるように上手く示されている例。一方で、3番事業は、単年度平均額よりも高い予算額が措置されていて、予定を上回る進捗率となっている。その時の評価として、予定していたよりも予算がかかっているので、今後も集中的に金額を投入していくかなければならないとの評価になるのか、あるいは前半の年度で集中してやったので後半は下げれば良いとの評価になるのか。こうした評価が、次期計画を立てる時に使える要素となる。5分の2を上回るとの評価のみで、評価の材料としてもう少し書かれている必要がある。	伊集	総括本文(P3-7ほか)
	84	◇ 事業評価に関して、従来どおり、進捗率によりA～Dランクを付けるのは良いが、さらにモニタリングの結果を基に出来るものは数量的に、出来ないものは定性的な条件を含めて総合的な評価に至ることが必要。	鈴木	総括本文(P12-8)
	85	◇ 総合評価の際には、12事業だけで検証するのではなく、出来るだけ周辺事業や施策大綱に関わる部分も点検し、第3期計画に向けて、場合によっては5か年計画の中にあるものを外に外す、あるいは外のものを中に入れる検討が必要であり、こうしたことが可能な評価を行うことが必要。	鈴木	総合評価(中間評価)
	86	◇ 施策大綱の考え方は、既存の取組と水源環境税の取組を合わせたもの。今回の県の提案が、既存事業との境目の部分まで含めて検討するとの意思表示であれば非常に先進的。ただし、既存事業と併せて上手く行っているかどうかの評価まではまだ手が付いておらず、今後工夫していただく部分。	鈴木	総合評価(中間評価)
	87	◇ 報告書では、自然を対象とした評価というのは懐が深いことの前提をコラム等で説明した上で、県民に理解をいただく必要がある。水質など現状を維持させていることも、効果として評価出来る。	鈴木	総合評価(中間評価)

事業名	整理№	意 見	委員名	対応案
12 県民参加による仕組み(つづき)	88	◇ 事業の効果を県内だけで見るのでなく、全国や他地域のトレンドも見ながら、同様の傾向にあるのか、あるいは取組の結果、違ってきているのかといった評価も必要。	鈴木	総合評価(中間評価)
	89	◇ 資料（「前年度の点検結果報告書(第2期・平成24年度実績版)を踏まえた取組状況について」）は、一覧表のスタイルで分かりやすいので報告書巻末の付表に載せるとともに、各事業の対応に関してそれぞれの総括部分に書いておくのが良い。	鈴木	報告書反映(P14-3)
	90	◇ 事業の成果を数字だけで評価するものではないが、ルールを決めて進捗状況をA～Dランクで評価することは従来どおりに行う。	鈴木	報告書反映(P1-11ほか)
	91	◇ 10年前と比べて、例えば水質データの改善あるいは維持がどのくらい図られたのか、結果として良くなつたのか悪くなつたのか、こうしたこと総体として見せていくことが必要。	田中	総合評価(中間評価)
	92	◇ 2次的アウトカムの評価指標として、＜水源かん養機能の向上、生態系の健全化、水源水質の維持・向上＞があり、ここに結び付けるような評価をすると良い。	田中	総合評価(中間評価)
	93	◇ 事業を行った場合と行わなかつた場合の結果を対比することで、事業効果がよく見えてくる。	田中	総合評価(中間評価)
	94	◇ 3年後に評価・見直しを行う時点で、数値目標のあり方に関して、最終目的の良質な水の安定的確保に沿つた目標のあり方を検討することはある得る。	田中	総合評価(中間評価)
	95	◇ 事業によっては、目標数値や評価指標も見直していく必要がある。	中村	総合評価(中間評価)
	96	◇ 自然環境の回復に時間がかかることは、基本的に県民は理解していると思うので、結果の見えるものと見えないものを、正直にきちんと出していく必要がある。	中村	総合評価(中間評価)
	97	◇ 森林の保全・再生の見せ方に関して、広い意味での森林環境や自然環境があり、その下に水源林としての整備、自然林の整備や人工林の整備を位置付ける必要がある。	中村	総合評価(中間評価)
	98	◇ この事業に関しては元々数字では表せない部分が多い。事業の成果はあったのかとの見出しを付ける以上は、何パーセント進捗しているとの数字だけでなく、その結果としてこのようなことが見えてきたということを書き込む必要がある。	中村	総括本文(P12-8)
	99	◇ 水の場合、住民にとって水環境がどう変わったのかとの視点が重要で、取水地点での水質を見せるなど利用者の視点から見た評価があると有り難い。また、今後10年間事業を継続した場合、どこまで環境が改善するかという事業の有効性について、報告書の最後にまとめられていると価値が出る。	吉村	総合評価(中間評価)
	100	◇ 見せ方として、広域スケールで見た際の変化を見せた上で、水源環境保全の取組効果について、小さいスケールでいくつか個別の具体事例をまとめると、県民も分かりやすい。また、事業前と事業後の変化を、もう少しアピールするような内容になると良い。	吉村	総合評価(中間評価)

事業名	整理№	意 見	委員名	対応案
12 県民参加による仕組み(つづき)	101	◇ 総括（案）は事業の今後に向けた課題を中心に書かれてあるが、成果となる部分をある程度書いた方が分かりやすい報告書になる。	吉村	総括本文(P1-9ほか)
	102	□ 納税者一人当たり年平均890円の歳入部分が、どのように年推移しているかが見えてくれればよい。 (市民事業の支援について)	中門	報告書反映(P0-13)
	103	○ 市民事業団体の経済的自立とて最も有効な手段は薪の販売であり、そこで障害となっている架線集材技術の修得と、架線や薪を作る資機材の購入に助成を行えば、即効性が期待できる。	坂井	個別意見(P12-8)
	104	○ 処化対策や森林資源の循環に資する技術の実験等に支援できるようにすれば、安くて現地の状況に合った手法の開発に繋がる可能性が高まる。	坂井	個別意見(P12-8)
	105	○ 市民団体も鹿問題への関心は高く、鹿に関する情報提供や、罠免許の取得に道を拓くことも活動の活性化に効果が期待できる。	坂井	個別意見(P12-8)
	106	(県民に対する普及・啓発、情報提供、県民からの意見集約について) ○ 森林や河川の問題を学校で取り上げる機会を増やせないかという議論があるので、試験的に高校生・専門学校生・大学生をもり・みずカフェに招き、委員と共に県民との対話に参加してもらってみてはどうか。	坂井	個別意見(P12-9)
	107	○ 都市部で行うフォーラムでは、水源地域への敬意と感謝と共に、その苦労や森の魅力も併せて伝わるようにする一方で、水源地域で行うフォーラムでは、現地の課題解決に資する具体的な情報提供が必要である。	坂井	個別意見(P12-9)
	108	○ 現在県民に広く提供されている情報は、森や川に関する基本的な情報を伝える「森は水のふるさと」と制度を説明する「支えよう！神奈川の森と水」であるが、その後の進捗状況や点検結果報告書の内容をわかりやすく伝えていく方法を開発していくことは、今後に残された課題である。	坂井	総括本文(P12-8)
	109	◇ 7年間様々な事業を実施し、かなり効果が出ているものもあるので、それを県民に知ってもらい、次の10年、次期計画に繋げていくことが必要。そのためには、少し費用をかけても大手の新聞広告を活用するなどして、施策の効果が出ていることを県民に知らせる。	中村	総合評価(中間評価)
	110	□ 事業モニター結果の発信方法について、例えば県民フォーラムの際にチラシや報告書で活動状況を分かりやすく説明するなど、方法を検討する必要がある。	北村	総括本文(P12-7)
	111	□ ホームページについて、事業モニター結果をまとめて見られるようにするなどの改善が必要である。	坂井	総括本文(P12-7)
13 その他・全般	112	○ 総括（まとめ）0-13ページ 岁入・歳出の状況をグラフ化するとわかりやすいです。 平成24年から25年度予算執行状況 0-14、0-15ページ 状況の内容が細かいのでやや見にくいことが気になります。これもグラフで表示すると見やすくなります。 これが難しい場合、点検結果報告書（第2期・平成25年度実績版）の概略を説明するダイジェスト版の作成（できるだけグラフ化が良い）を提案します。	北村	報告書反映(資料1-4)

事業名	整理No	意 見	委員名	対応案
13その他・全般(つづき)	113	○ 水源環境保全税のあり方を見ると、税の名称は「水源地域の森林や河川などの環境保全の税」とした方が正確である。名称を簡略にした結果、森林=水源といった極端な解釈の余地をつくり、森林の持つ多様な価値が排除されるような印象を生じさせることがある。	坂井	個別意見(P12-9)
	114	○ 森林に起きている、活動形態や林業のあり方、技術、働き方などの変化を正確に事業に反映するためにも、委員には林業の最新事情に通じた専門家を配置する必要がある。大綱がつくられた平成17年から現在までの約10年間で、技術が進歩すると共に、時代が流れ、大災害を経験して人の意識も変わっており、事業の点検に当たっては、全国で起きている新しい動きを把握し、よく消化したうえで、あらためて神奈川県の進め方を見直すことが求められているからである。	坂井	個別意見(P12-9)
	115	○ 都市と水源地域は補完関係にある。都市には多くの利便性もあるが、水源地域には都市では既に失われ、得たくてもえられないものがたくさん存在している。しかし特別対策事業の多くが、金銭で問題を解決しようとする都会的な発想で作られており、水源地域の活性化とかみ合わないものも存在している。施策の点検にあたっては、時代の変化と共に、そうした地域の資源や仕組みの違いが考慮されなければならぬ。	坂井	総合評価(中間評価)
	116	○ 20年間は最も問題の解決に時間がかかった場合であり、いただいた期間内で解決することは県民との約束である。	坂井	個別意見(P12-9)
	117	○ 現在の特別対策事業は急性期の救急処置であり、劇薬が投与されている状態である。どんな薬でも大量に投与すれば副作用があり、急性期と同じ量の服用を続ければ有害である。今後は、退院して安定期に行う生活習慣の見直しや、職場復帰に向けてのリハビリについて整理する段階に入っていく。薬を減らしてもやっていける体力づくりや、無理をしない働き方は、病気の再発防止に最も有効である。	坂井	個別意見(P12-9)
	118	◇ 今後は第3期計画の議論の場面が増えていくので、順応的管理の考え方を採用している以上、最初に作った計画が最善のものということではなく、施策の大きな目的は残しつつ、手段の有効性について議論していくことが必要。	伊集	総合評価(中間評価)
	119	◇ 既存事業であっても、今後、県や国が関与する森林に水源環境税を投入して事業を実施していくことは、水質の向上や水量の安定にとって一番必要。	中村	個別意見(P12-9)
	120	◇ 一般財源事業に関しては水源環境保全税を投入する上で制約があるとの考え方を理解出来ない。水源環境保全の観点から、一般財源事業に税を使うことがあっても良い。ただし、単純に基盤整備のためとの理由で林道や治山に利用出来るということではなく、事業内容に応じて慎重に判断していくべき。次期計画の検討の際には、個別具体的な事業に関して議論する必要がある。	中村	個別意見(P12-9)
	121	◇ 施策をいつまでやるのかよりも、例えば木材生産を間伐までに止めるのかどうかなど、県の取組としてどこまでやるのか、全体的な考え方を提示する必要がある。	中村	個別意見(P12-9)
	122	□ 超過課税であるからといってそれを目的税化する必要は必ずしもない。将来的には、事業の有効性をもっと考えれば、税の使い道としても柔軟にやっていく方向や、一般財源事業と特別対策事業の組み替えや再整理もあり得るのではないか。	伊集	個別意見(P12-9)
	123	□ これまで水源環境保全税を使って12事業をやった中で、何か問題が出てきているところがあるようだ。こうした課題として、土壤、スコリアの流出については台風でかなり大きな被害が出ており、例えば一定の基金を設けて緊急対応するようなことが、結局は長い目で見れば	北村	個別意見(P12-9)

事業名	整理No	意 見	委員名	対応案
	124 125	<p>水源環境にも役立つことがあるのではないか。</p> <p><input type="checkbox"/> 事業が硬直化しないように柔軟化できる条件としては、きちんと事業が評価され得る仕組みがあって、その実績があるときにのみ、柔軟化ということも段々聞いていただく耳ができるてくるのではないか。</p> <p><input type="checkbox"/> 今後、新たな取組を継続していくときには、もう一度、一般財源の使い方と目的税としての水源環境保全税を共有化していくことについても検討していく必要もあるのではないか。</p>	鈴木 中門	総括本文 (P0-13) 個別意見 (P12-9)